



金沢市公報

第2643号の3

平成21年(2009年)12月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ	
●規則		●教育委員会訓令甲
○職員の服務等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則 (職員課)	1	○教育委員会事務局の職員の勤務時間に関する規程の一部改正について (教育総務課) 5
○金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ()	3	●選挙管理委員会告示
○金沢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則 ()	3	○不在者投票の投票用紙等の郵送を開始する日を定める規程の一部改正について (選挙管理委員会) 6
○金沢市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則 (衛生指導課)	4	●消防局訓令甲
●訓令甲		○消防職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について (消防総務課) 6
○職員の勤務時間に関する規程及び職員の勤務時間に関する規程等の特例に関する規程の一部を改正する規程 (職員課)	5	●公営企業管理規程
		○金沢市企業局職員就業規則等の一部を改正する規程 (企業総務課) 6

規 則

職員の服務等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月21日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第82号

職員の服務等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(職員の服務等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 職員の服務等に関する条例施行規則(平成7年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次項、次条及び第10条において」を「以下」に改める。

第3条第2項及び第3項中「半日勤務時間の割振り変更」を「4時間の勤務時間の割振り変更」に改める。

第10条第2号中「160時間」を「155時間」に、「40時間」を「38時間45分」に、「8時間」を「7時間45分」に改める。

第12条第1項中「又は半日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、1日)」を削り、同条第2項を削り、同条第3項第3号中「切り捨てた」を「切り上げた」に改め、同項第4号中「8時間」を「1週間当たりの勤務時間を1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間数(1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間)」に改め、同項を同条第2項とする。

第14条第4項第2号中「切り捨てた」を「切り上げた」に改め、同項第3号中「8時間」を「1週間当たりの勤務時間を1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間数(1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間)」に改める。

(金沢市職員就業規則の一部改正)

第2条 金沢市職員就業規則(昭和24年規則第135号)の一部を次のように改正する。

第43条第1項中「午後零時45分」を「午後1時」に改める。

第46条第1号中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第2号中「16時から32時まで」を「15時30分から31時まで」に改め、同条第4号中「32時間」を「31時間」に改める。

(金沢市清掃従業員就業規則の一部改正)

第3条 金沢市清掃従業員就業規則(昭和24年規則第152号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「午後零時45分」を「午後1時」に改める。

別表中「40時間」を「38時間45分」に、「8時間までは45分、8時間を超える」を「7時間45分未満のときは45分、7時間45分以上の」に改める。

(職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 職員の給与に関する条例施行規則(昭和31年規則第39号)の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項第1号中「法定労働時間(労働基準法(昭和22年法律第49号)第32条及び同法附則第131条に規定する労働時間をいう。以下同じ。)」を「38時間45分」に改め、同項第2号及び同条第3項中「法定労働時間」を「38時間45分」に改める。

第13条の3第2項中「8時間」を「7時間45分」に改め、「(その時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた時間)」を削る。

(技能労務職員の給与に関する規則の一部改正)

第5条 技能労務職員の給与に関する規則(昭和36年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第8条の2中「8時間」を「7時間45分」に改める。

(金沢市開発登録簿閲覧規則の一部改正)

第6条 金沢市開発登録簿閲覧規則(昭和45年規則第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「午後6時」を「午後5時45分」に改める。

(金沢市建築計画概要書等の閲覧に関する規則の一部改正)

第7条 金沢市建築計画概要書等の閲覧に関する規則(昭和45年規則第53号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「午後6時」を「午後5時45分」に改める。

(金沢市職員就業規則及び金沢市清掃従業員就業規則の特例に関する規則の一部改正)

第8条 金沢市職員就業規則及び金沢市清掃従業員就業規則の特例に関する規則(昭和47年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1項中「及び休憩時間」、「第43条第1項並びに」及び「及び第2項」を削り、「就業時間にあつては午前9時から午後6時までと、休憩時間にあつては正午から午後1時まで」を「午前9時から午後5時45分まで」に改める。

第2項を削り、第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を第2項とする。

(地価公示台帳の閲覧に関する規則の一部改正)

第9条 地価公示台帳の閲覧に関する規則(昭和48年規則第40号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「午後6時」を「午後5時45分」に改める。

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第10条 職員の育児休業等に関する規則(平成4年規則第33号)の一部を次のように改正する。

「	「	<input type="checkbox"/> 第1号(週20時間:4時間、週5日勤務) <input type="checkbox"/> 第2号(週25時間:5時間、週5日勤務) <input type="checkbox"/> 第3号(週24時間:8時間、週3日勤務) <input type="checkbox"/> 第4号(週20時間:8時間2日、4時間1日勤務)	」	を
---	---	--	---	---

「	「	<input type="checkbox"/> 第1号(週19時間35分:3時間55分、週5日勤務) <input type="checkbox"/> 第2号(週24時間35分:4時間55分、週5日勤務) <input type="checkbox"/> 第3号(週23時間15分:7時間45分、週3日勤務) <input type="checkbox"/> 第4号(週19時間25分:7時間45分2日、3時間55分1日勤務)	」	に改める。
---	---	---	---	-------

附 則

- 1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き在職する職員であつて、施行日の前日における年次有給休暇の残日数に半日の端数があるものの施行日以後の平成21年度における年次有給休暇の日数については、平成21年4月1日から施行日の前日までの間の半日の年次有給休暇の使用を4時間の年次有給休暇の使用とみなして得られる同日における年次有給休暇の残日数とする。

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月21日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第83号

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年規則第16号）の一部を次のように改正する。
第24条の2第1項に次の1号を加える。

- (5) 船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員である者

附 則

- 1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第24条の2第1項の規定は、この規則の施行の日以後に発生した事故に起因する通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員については、なお従前の例による。

金沢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月21日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第84号

金沢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市職員退職手当支給条例施行規則（昭和30年規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1号中「第6条の4第6項」を「第7条第4項」に改める。

第2条の8を削り、第2条の9を第2条の8とする。

本則に次の6条を加える。

（懲戒免職等処分を行う権限を有した機関がない場合における退職手当管理機関）

第14条 条例第10条第2号に規定する規則で定める機関は、当該職員の退職の日において当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）の任命権を有する機関（当該機関がない場合にあつては、市長）とする。

（意見の聴取）

第15条 条例第13条第4項、第14条第5項、第15条第3項及び第16条第8項の規定により金沢市行政手続条例（平成8年条例第41号）第3章第2節の規定を準用して行う条例第13条第3項及び第14条第4項（条例第15条第2項及び第16条第7項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取の手続については、金沢市聴聞規則（平成6年規則第60号）の規定の例による。

（審査会の組織等）

第16条 金沢市退職手当審査会（以下「審査会」という。）は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、必要の都度、市長が委嘱する。
- 3 委員は、当該退職手当の支給制限等の処分に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 4 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（審査会の会議）

第17条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(委任)

第18条 前2条に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。
(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月21日

金 沢 市 長 山 出 保

●金沢市規則第85号

金沢市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

金沢市狂犬病予防法施行細則（昭和26年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(鑑札)

第3条 法第4条第2項に規定する鑑札の様式は、別記様式第8号の2のとおりとする。

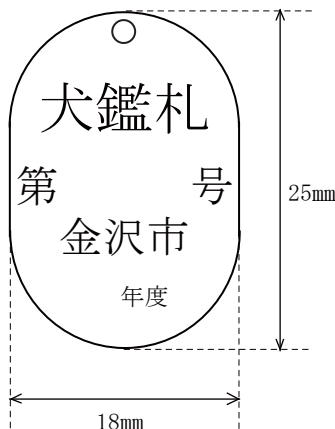
第4条の次に次の1条を加える。

(注射済票)

第4条の2 法第5条第2項に規定する注射済票の様式は、別記様式第9号の2のとおりとする。

別記様式第8号の次に次の1様式を加える。

別記様式第8号の2（第3条関係）

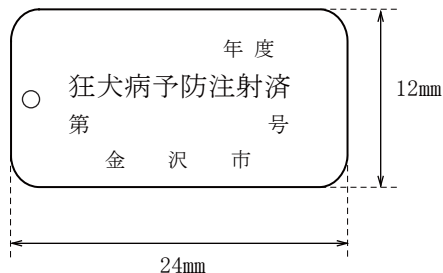


備考

- 1 鑑札は、耐久性のある材料で造られ、首輪、胴輪その他その犬が着用するものに付着させることができるように穴をあけたものとする。
- 2 「犬鑑札」の文字は、日本工業規格Z8305に規定する12ポイントの大きさの文字を用いる。

別記様式第9号の次に次の1様式を加える。

別記様式第9号の2（第4条の2関係）



備考

- 1 注射済票は、耐久性のある材料で造られ、首輪、胴輪その他その犬が着用するものに付着させることができるように穴をあけたものとする。
- 2 「狂犬病予防注射済」の文字は、日本工業規格Z8305に規定する8ポイントの大きさの文字を用いる。
- 3 色は、平成22年度に実施する狂犬病の予防注射の注射済票にあつては黄、平成23年度に実施する狂犬病の予防注射の注射済票にあつては赤、平成24年度に実施する狂犬病の予防注射の注射済票にあつては青とし、その後は順次これを繰り返すものとする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第7号

庁 中 一 般

職員の勤務時間に関する規程及び職員の勤務時間に関する規程等の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年12月21日

金沢市長 山 出 保

職員の勤務時間に関する規程及び職員の勤務時間に関する規程等の特例に関する規程の一部を改正する規程
(職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第1条 職員の勤務時間に関する規程(昭和34年訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「午後零時45分」を「午後1時」に改める。

別表I Tビジネスプラザ武蔵で業務を行う職員の項から城北児童会館に勤務する職員の項までの規定中「40時間」を「38時間45分」に、「8時間までは45分、8時間を超える」を「7時間45分未満のときは45分、7時間45分以上の」に改め、同表保育所に勤務する職員の項中「40時間」を「38時間45分」に、「8時間までは45分、8時間を超えるときは1時間」を「7時間45分未満のときは45分、7時間45分以上15時間30分未満のときは1時間、15時間30分以上のときは1時間30分」に改め、同表子ども総合相談センターに勤務する職員の項中「40時間」を「38時間45分」に、「8時間までは45分、8時間を超えるときは1時間」を「7時間45分未満のときは45分、7時間45分以上15時間30分未満のときは1時間、15時間30分以上のときは2時間」に改め、同表西部クリーンセンター又は東部クリーンセンターに勤務する職員の項から金沢美術工芸大学に勤務する職員の項までの規定中「40時間」を「38時間45分」に、「8時間までは45分、8時間を超える」を「7時間45分未満のときは45分、7時間45分以上の」に改める。

(職員の勤務時間に関する規程等の特例に関する規程の一部改正)

第2条 職員の勤務時間に関する規程等の特例に関する規程(昭和47年訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第1項中「割振り等については」を「割振りは」に改め、「及び第3条」を削り、「次の表に定めるところによる」を「月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時45分までとする」に改め、同項の表を削る。

第2項を削り、第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を第2項とする。

附 則

この訓令は、平成22年1月1日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令 甲

●金沢市教育委員会訓令甲第3号

教 育 委 員 会

教育委員会事務局の職員の勤務時間に関する規程(昭和48年教育委員会訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

平成21年12月21日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

第1条中「別表」を「第2条」に改める。

別表中「40時間」を「38時間45分」に、「8時間までは45分、8時間を超える」を「7時間45分未満のときは45分、7時間45分以上の」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年1月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第56号

不在者投票の投票用紙等の郵送を開始する日を定める規程（昭和59年選挙管理委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。

平成21年12月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

「第59条の4第3項」を「第59条の4第4項」に、「当該選挙」を「当該選挙の期日」に改める。

消防局訓令甲

●金沢市消防局訓令甲第5号

消 防 局
消 防 署

消防職員の勤務時間等に関する規程（昭和34年消防本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成21年12月21日

金 沢 市 消 防 長 二 俣 孝 司

第2条第2項中「16時間」を「15時間30分」に改める。

第3条第1項中「午後零時15分」を「正午」に改め、同条第2項中「8時間」を「8時間30分」に改める。

第6条の表中「40時間」を「38時間45分」に、「8時間までは45分、8時間を超える」を「7時間45分未満のときは45分、7時間45分以上の」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年1月1日から施行する。

公営企業管理規程

金沢市企業局職員就業規則等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年12月21日

金 沢 市 公 営 企 業 管 理 者 古 田 秀 一

●金沢市公営企業管理規程第13号

金沢市企業局職員就業規則等の一部を改正する規程

（金沢市企業局職員就業規則の一部改正）

第1条 金沢市企業局職員就業規則（昭和32年公営企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「午後零時45分」を「午後1時」に改める。

別表第1中「40時間」を「38時間45分」に、「8時間までは45分、8時間を超える」を「7時間45分未満のときは45分、7時間45分以上の」に改める。

（金沢市企業局職員就業規則の特例に関する規則の一部改正）

第2条 金沢市企業局職員就業規則の特例に関する規則（昭和47年公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

本則中「就業時間等」を「就業時間」に改め、「及び第2項」を削り、「別表によるもの」を「午前9時から午後5時45分まで」に改める。

別表を削る。

(企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第3条 企業職員の給与に関する規程(昭和52年公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び第7条第3項中「40時間」を「38時間45分」に改める。

(企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

第4条 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成18年公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「40時間」を「38時間45分」に改める。

第5条 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成19年公営企業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「40時間」を「38時間45分」に改める。

附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

平成21年(2009年)12月21日 印刷
平成21年(2009年)12月21日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)